

志摩市教育大綱 [第Ⅱ期]
(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月
志摩市

I 大綱策定の趣旨

志摩市は、8世紀に編さんされた万葉集において、「御食国（みけつくに）」と詠われた志摩国に属する地域を行政区域としています。その全域が伊勢志摩国立公園に指定されているように、良好な自然環境に恵まれ、豊富な生物資源や水産資源を生かし、いにしえより受け継がれてきた知恵や新たな工夫により水産業や農業、観光業を中心とした人々の営みが行われています。しかしながら、生産年齢人口の減少や絶え間ない技術革新等により社会構造は大きく変化しており、生活の有り様も大きく転換する時代を迎えています。

教育を取り巻く社会情勢についても、激動期を迎えています。このような状況の中にあり、平成27年9月、国連サミットで「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標（SDGs）が採択されました。

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するというSDGsにおける教育に関する目標を視座に置き、第I期志摩市教育大綱のものの5年間の取組みを検証し、さらに発展させ、次のとおり教育の振興を図るものとします。

SDGs と志摩市

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されたもので、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成されています。志摩市は、平成30年6月、「SDGs 未来都市」に選定されており、SDGs 達成に向けた取組みを推進しています。

II 大綱の期間

第II期を令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。

III 基本目標

1 子ども一人ひとりを大切にする教育

子どもは、学習を通じて成長し、自分の可能性を開花させ、人格を発達させる主体であり、子ども一人ひとりが、その個性を尊重され、自己実現を図ることのできる教育を推進します。

2 自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育

生涯学習や生涯スポーツ活動、伝統文化や地域文化等の活動を通じて、自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育を推進します。

3 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育

主体的・対話的で深い学びを実現し、道徳教育や健康・体力を高める教育を推進します。創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、教職員の資質向上を推進します。

4 未来を創る人材を育む教育

社会や生活の有り様が大きく転換する中、情報を活用する能力、物事の中から問題を発見する能力、自分の力だけでなくほかの人たちと協働して課題を解決する能力を養う教育を推進します。現代的な諸課題に取り組むためのこれらの教育を推進し、主体的に未来の創り手となる人材を育てていきます。

IV 基本施策



1

子ども一人ひとりを大切にする教育

- (1) 人権教育の推進
- (2) いじめや暴力行為を許さない心を育む教育の推進
- (3) 男女共同参画教育の推進
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 不登校等児童生徒に対する支援の推進
- (6) 防災・減災教育の推進
- (7) 安全で安心な学校づくりの推進



2

自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育

- (1) 志摩の自然に学ぶ教育の推進
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 図書館運営の推進
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 伝統文化・地域文化の保存・活用の推進
- (6) 青少年健全育成の推進



3 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育

- (1) 幼児教育の推進
- (2) 確かな学力をつちかう教育の推進
- (3) 健康・体力を高める教育の推進
- (4) 道徳教育の推進
- (5) キャリア教育の推進
- (6) 消費者教育の推進
- (7) 教職員の資質向上
- (8) 子どもを育む家庭教育の支援の推進
- (9) 学校と地域、家庭の連携の推進



4 未来を創る人材を育む教育

- (1) 情報教育の推進
- (2) グローカル教育の推進
- (3) 主権者教育の推進
- (4) 教育環境の改善の推進



V 法令及び関連計画等との関係

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、志摩市の教育の基本的な目標や主な教育施策の内容を示すものです。本大綱は、三重県教育施策大綱の内容を踏まえ、志摩市総合計画とも整合し、連携のとれたものとしします。